

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年12月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600239号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600023号

第1 結論

昭和59年8月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年8月から平成6年3月まで

私は、請求期間当時、自営業を営んでいたが、同業の会社の社長又は別の同業の会社の部長に国民年金の加入を勧められ、昭和59年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、1か月以内に加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付した。税金等の滞納がある場合、取引先への信用から仕事を続けることが困難となるため、請求期間の保険料についても間違いなく納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者に係る昭和59年8月31日の国民年金被保険者の資格取得に係る入力処理が平成7年1月6日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の再加入手続はこの頃に行われ、請求者は昭和59年8月31日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、請求期間当時、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該入力処理が行われた時点では、請求期間のうち平成4年11月以前の期間に係る保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を金融機関で納付したと主張しているところ、請求期間は116か月に及び、これだけの長期間にわたって金融機関及び行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

さらに、請求者は、請求期間当時、同業の会社の社長又は別の同業の会社の部長

に国民年金の加入を勧められ、昭和 59 年 8 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、1 か月以内に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、当該社長は商業登記簿謄本により既に死亡していることが確認できる上、当該部長については、請求者は氏名を記憶していないため特定することができないことから、請求者が請求期間において国民年金に加入したとする当時の状況について確認することができない。

加えて、請求者はこれまでに交付された年金手帳は 1 冊であったとしている上、オンライン記録を確認しても、上記年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号以外に、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600241号
厚生局事案番号 : 東北(国)第1600024号

第1 結論

昭和55年11月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年11月から昭和56年3月まで

私は、昭和55年10月にA市にある事業所を退職した後、同年11月頃にB社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、その窓口で請求期間の国民年金保険料を全額まとめて納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年11月頃にB社会保険事務所において国民年金の加入手続を行い、その窓口で請求期間に係る国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、制度上、請求期間当時、社会保険事務所では国民年金の加入手続及び現年度保険料の収納を行っていないことから、請求者の主張は当時の国民年金の事務取扱と符合しない。

また、国民年金の加入手続を行った場合は、国民年金手帳が交付されることになるが、請求者がこれまでに交付された唯一のものであるとして現在所持している年金手帳の国民年金の記号番号欄には「C」の押印があり、当該手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によりC市で払い出されていることが確認できる上、請求者は、国民年金の加入手続をしたとするA市に居住していた時は年金手帳が交付されなかったとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、C市で払い出された上記年金手帳の国民年金手帳記号番号以外に請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、前述の年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」及び請

求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の国民年金被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和 56 年 4 月 4 日であり、C 市から提出された請求者に係る国民年金被保険者台帳の付箋一覧（電子データ）に記録されている被保険者資格の取得年月日と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600244号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600025号

第1 結論

請求期間①については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

請求期間②については、国民年金保険料を納付していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年4月
② 昭和56年9月

請求期間①について、A市が国民年金の加入手続を行い、昭和56年10月13日に当該期間に係る国民年金保険料を国民健康保険料と一緒にB市役所の国民健康保険課の窓口で納付した。

請求期間②について、国民年金に任意加入したことになっているが、加入手続も国民年金保険料の納付も行った記憶は無い。

請求期間①の国民年金保険料を請求期間②の保険料として誤って記録されたと思うので、請求期間②の記録を取消し、請求期間①が納付済期間となるよう、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A市が国民年金の加入手続を行い、昭和56年10月13日に当該期間に係る国民年金保険料を国民健康保険料と一緒にB市役所の国民健康保険課の窓口で納付したと主張しているが、オンライン記録によると、請求者に係る昭和56年4月1日の国民年金被保険者の資格取得及び同年4月19日の資格喪失に係る入力処理が平成11年1月13日に一括して行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、請求者がB市からA市へ転入した平成10年12月24日以降に行われ、請求者は、昭和56年4月1日に遡って被保

険者資格を取得したものと推認できる。このため、当該加入手続きが行われたと推認できる時点までは、請求期間①は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間①に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、請求者が所持している年金手帳によると、当該手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に「昭和 56 年 9 月 4 日」と記載されているところ、請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）に記載されている資格取得年月日と一致しており、不自然な訂正等の形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、A 市が請求期間①に係る国民年金の加入手続きを行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和 56 年 4 月から同年 8 月までの期間に同市において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者の氏名は確認できない上、オンライン記録において氏名検索を行っても、同市において、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①の保険料を納付していたことがわかる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、国民年金の任意加入被保険者資格の取得及び喪失の手続きを行った記憶は無いとしているが、請求者は、請求期間②当時、その夫が共済組合員であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入の申出を行った日が国民年金被保険者資格の取得年月日、資格喪失の申出を行い受理された日の翌日が喪失年月日となる所、前述の年金手帳によると、「被保険者となった日」欄に「昭和 56 年 9 月 4 日」、「被保険者でなくなった日」欄に「昭和 56 年 10 月 14 日」、「被保険者の種別」欄に任意加入であることを示す「**任**」の記載が確認できる。これらのことから、請求者は、昭和 56 年 9 月 4 日に国民年金の任意加入の申出を行い、同年 10 月 13 日に資格喪失の申出を行い受理されたものと推認される。

また、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている請求者の前後の任意加入被保険者について、オンライン記録により確認できる資格取得年月日から、請求者が任意加入の申出を行った日は、昭和 56 年 9 月 4 日であったことが推認され、資格取得年月日に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間②の国民年金保険料は昭和 57 年 3 月 20 日に納付されていることが確認できる上、当該期間

は、請求者に係る同市の電子データ及びオンライン記録においても納付済期間とされている。

加えて、請求者は、B市の担当者が請求期間①の国民年金保険料を請求期間②の保険料と誤って処理をしたとしているが、請求者が保険料を納付したとする昭和56年10月13日時点において、請求期間①は未加入期間として取り扱われており、同市が請求期間①の保険料を請求期間②の保険料として誤って処理したとは考え難い。

このほか、請求期間②の国民年金保険料を納付していないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600237号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から昭和58年4月1日まで

私は、A社に昭和56年4月1日から昭和58年3月31日まで勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間について厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、請求者は、A社において昭和56年4月24日に被保険者資格を取得し、昭和57年3月31日に離職しており、その後、同社において昭和57年4月7日に被保険者資格を取得し、昭和58年3月31日に離職していることから、請求期間のうち一部の期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、保存期限経過により請求期間当時の資料を保存していない上、請求者は、当時の同僚、役員及び上司に対する照会を希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、請求者は請求期間のうち昭和56年4月から昭和58年2月までの期間については、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、自ら保険料を納付した記憶がある旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間を含む昭和55年10月6日から昭和58年10月1日までの期間において、厚生年金保険

被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600238号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月1日から昭和52年10月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務していたが、国の記録では厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者のA社における勤務の記憶から、期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、オンライン記録により請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に対して照会を行っても、請求者を記憶していないことから、同社における請求者の勤務の状況が確認できない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、元代表取締役及び取締役の一人は亡くなっている上、所在が確認できる取締役からも照会に対する回答を得られないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者は、「地元のリーダーが労働者集めをしており、私もその労働者として勤務した。」旨陳述しているところ、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち所在が確認できた20人に照会し、回答があった16人のうち複数の者は、当該集められてきた労働者は、本社の従業員とは別の扱いだった

旨陳述している上、請求者が自身と同様に労働者として勤務したと記憶する同僚は同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、前述の回答があった 16 人のうち 5 人は A 社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、強制であった旨回答しているが、前述の 16 人が記憶している同僚のべ 12 人のうち 4 人は同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当時の厚生年金保険の加入の取扱いについて希望制であったとしている者は、自身も希望して厚生年金保険に加入した旨回答しているほか、厚生年金保険への加入は社長が決めていた旨陳述している者がいることから、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間を含む昭和 43 年 11 月 1 日から昭和 60 年 5 月 11 日までの期間に同社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600246号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年5月頃から昭和35年9月頃まで

私は、昭和31年5月頃にA社を設立し、同社の代表取締役として事業を行っていたが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和31年5月頃にA社を設立したと主張しているが、同社の閉鎖登記簿謄本によると、昭和46年12月24日に設立、昭和59年12月2日に解散していることが確認できる上、請求者の陳述から判断すると、請求期間当時、個人事業所であったことがうかがえる。

また、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、請求者は、請求期間当時、当該期間における当該事業所の常勤の従業員は5人未満だったとしていることから判断すると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、請求者は請求期間当時、社会保険事務を自ら担当し、自身が請求期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったとしているが、請求期間に係る人事記録、賃金台帳等の資料は無いとしていることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、請求期間において一緒に勤務した従業員について、姓のみ

しか記憶していないことから当該従業員を特定できず、請求者が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。